

# 公益社団法人 津歯科医師会役員報酬規程

第 1 条 この規程は、公益社団法人津歯科医師会（以下「本会」という。）の定款第 17 条の規定に基づき、本会役員に対する報酬に関する事項を定めることを目的とする。

第 2 条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、定款第 12 条第 1 項に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 役員報酬とは、本会が役員に対して支給する役員としての業務の対価をいう。

第 3 条 役員報酬は、年額とし、別表 1 に定める総額の範囲内で支給する。

第 4 条 役員報酬は、7 月と 12 月に 2 回に分けて現金をもって支給する。

2 役員報酬は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

第 5 条 役員が長期欠勤したときの処遇は、理事会の決議を経て決める。

第 6 条 この規程に定める役員報酬の支給の基準は、法令の定めにより、これを公表する。

第 7 条 この規程の改廃は、総会の決議によるものとする。

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

## 附 則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、定款第 42 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

### 別表 1

会 長	年 額	550,000円	理 事	年 額	90,000円
副 会 長	年 額	220,000円	監 事	年 額	50,000円
専務理事	年 額	220,000円			
常務理事	年 額	180,000円			